

# 特別養護老人ホーム こうのとりに 利用料金表

(注) 下記の料金等は、関係法令その他物価の変動等により不定期に改定する場合があります。

## 1. 介護保険給付サービス費

定員：100名

1単位 = 10.72円

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費 (1日あたり)	ユニット型	636単位	703単位	776単位	843単位	910単位
	金額	6,817円	7,536円	8,318円	9,036円	9,755円
加算項目等		単位数	金額	単位数	金額	算定単位
◎日常生活継続支援加算(Ⅱ)				46単位	493円	1日
◎看護体制加算(Ⅰ)口				4単位	42円	1日
◎看護体制加算(Ⅱ)口				8単位	85円	1日
◎夜勤職員配置加算(Ⅱ)口				18単位	192円	1日
◎夜勤職員配置加算(Ⅳ)口				21単位	225円	1日
◎個別機能訓練加算				12単位	128円	1日
△若年性認知症入所者受入加算				120単位	1,286円	1日
◎精神科医療養護指導加算				5単位	53円	1日
△入院時、外泊時には、上記の金額に代えて1月に6日を限度として算定				246単位	2,637円	1日
◎初期加算(入居日より30日以内。30日を超える入居後の再入居も同じ)				30単位	321円	1日
△退所前訪問相談援助加算				460単位	4,931円	1回
△退所後訪問相談援助加算				460単位	4,931円	1回
△退所時相談援助加算				400単位	4,288円	1回
△退所前連携加算				500単位	5,360円	1回
◎栄養マネジメント加算				14単位	150円	1日
△低栄養リスク改善加算				300単位	3,216円	1月
△経口移行加算(原則180日まで)				28単位	300円	1日
△経口維持加算(Ⅰ)(原則6月まで)				400単位	4,288円	1月
◎口腔衛生管理体制加算				30単位	321円	1月
◎口腔衛生管理加算				90単位	964円	1月
△看取り介護加算(Ⅰ)				144単位～	1,543円～	1日
(注) 死亡日からの日数により単位数が異なります。 死亡日が退居等の翌月の場合でも、前月分の看取り介護加算を請求します。				1,280単位	13,721円	
△看取り介護加算(Ⅱ)				144単位～	1,543円～	1日
(注) 死亡日からの日数により単位数が異なります。 死亡日が退居等の翌月の場合でも、前月分の看取り介護加算を請求します。				1,580単位	16,937円	
◎在宅復帰支援機能加算				10単位	107円	1日
△在宅・入所相互利用加算				40単位	428円	1日
◎認知症専門ケア加算(Ⅱ)				4単位	42円	1日
△認知症行動・心理症状緊急対応加算(入居日より7日が限度)				200単位	2,144円	1日
◎サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ				18単位	192円	1日
◎サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				6単位	64円	1日
△再入所時栄養連携加算				400単位	4,288円	1回
△療養食加算				6単位	64円	1回
△在宅サービスを利用したときの費用				560単位	6,003円	1日
◎配置医師緊急時対応加算 早朝・夜間(深夜)				650(1,300)単位	6,968(13,936)円	1回
◎身体拘束廃止未実施減算				10%の減算		1日
◎生活機能向上連携加算				100単位	1,072円	1月
△排せつ支援加算				100単位	1,072円	1月
△褥瘡マネジメント加算(3月に1回を限度)				10単位	107円	1月
◎介護職員処遇改善加算(Ⅰ)				所定単位数の1,000分の83に相当する単位数		

・利用者負担は、介護保険負担割合証に記載の割合となります。

・加算項目は、施設の職員体制やサービスの個別の実施状況等により加算されます。

・◎印及び○印は、加算を算定します。但し、○印は条件が整うまでの間は、加算を算定しません。△印は、該当の方のみ加算されます。

・金額は、端数切捨て処理しています。

## 2. 居住費及び食費(消費税、地方消費税込)

区分	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	利用者負担 第4段階
居住費(1日あたり)	820円	820円	1,310円	1,970円
食費(おやつ代含む1日あたり)	300円	390円	650円	1,450円

・居住費、食費については、入居者の世帯収入等により異なりますので、負担限度額認定書を提示してください。

認定書の提示がない場合は、第4段階の料金になります。

・入院時又は外泊時には、第4段階の居住費が算定されます。

## 3. その他の費用(消費税、地方消費税込)

理美容サービス	実費を基準に定める額
レクリエーション費、クラブ材料費	実費を基準に定める額
日用品費	実費を基準に定める額
入居者が希望した特別の食事やクリーニング	実費を基準に定める額
持ち込み電化製品に係る電気代	持ち込み電化製品2個で毎月(月のうち16日以上持ち込みの場合のみ) 514円 1個増えるごとに514円加算します(最高毎月3,084円)
テレビレンタル	1日あたり108円
文書等の複写料金	白黒コピー 1枚10円、カラーコピー 1枚30円 その他 実費
日常生活上必要となる諸費用で利用者負担が適当な費用	実費を基準に定める額